

# 第2次新潟県食育推進計画

にいがたの食で育む、元気・長生き・豊かな心

平成26年3月（策定）

平成29年3月（改定）



## 食育とは？

食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日制定）の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること



## はじめに

私たち人間が生きていくために、「食」は欠かすことのできない命の源です。

同時に「食」は、個人が元気で長生きするためだけでなく家族の結びつきを強め、友人・知人とのつながりを深めるなど豊かな人生を送る上で欠かすことのできないものであり、食に関わる様々な人々や自然の恵みへの感謝の念と理解を深めることにもつながる大切なものです。

新潟県では、食育基本法の制定を契機に、平成 19 年 3 月に県民みんなで食育を推進するための総合的な計画として「新潟県食育推進計画」を策定しました。

また、平成 26 年 3 月には、「第 2 次新潟県食育推進計画」を新たに策定し、周知からより実践を重視した食育の取組を推進してまいりました。

しかし、社会情勢の変化により、食を取り巻く環境はますます多様化・複雑化していること、改善すべき課題が引き続き残されていることなどから、このたび「第 2 次新潟県食育推進計画」を改定しました。

今後は、この計画に基づき、「健康寿命の延伸」を目指して、引き続き「食を通じて、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを基本理念とし、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じた間断のない食育を推進してまいります。

最後に、この計画の改定にご尽力いただきました新潟県食育推進協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントなどを通じてたくさんのご意見、ご提言をお寄せくださいました県民の皆様に対し、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

新潟県知事 米 山 隆 一